北海道クリーン農業推進計画（第8期）案の概要（案）

資料 3－3

Ⅰ 北海道クリーン農業推進計画（第８期）について

1 策定趣旨：地球温暖化に伴う気候変動や、食料・農業・農村基本法に「環境と調和のとれた食料システムの確立」が位置づけられたことなど、取り巻く情勢の変化を踏まえ策定

2 位置付け：「第６期農業・農村振興推進計画」及び「第５次北海道食の安全・安心基本計画」に沿った施策別計画

3 計画期間：令和７年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの６年間

Ⅱ クリーン農業について

1 クリーン農業とは：堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめながら、品質の高い農産物を安定的に生産する農業

2 環境負荷低減効果：クリーン農業は地球温暖化や水質汚濁の防止、生物多様性保全への貢献のほか、作業の省力化や資材価格高騰時の影響緩和など足腰の強い経営の実現にもつながる

Ⅲ クリーン農業の現状と課題 及び Ⅳ 施策の推進方針と展開方向

1 安定生産と環境負荷低減の両立

【現状と課題】化学肥料や農薬の使用量は減少。近年は減少幅が縮小しており、新たな技術開発が必要

【推 進 方 針】道総研と連携したクリーン農業技術の開発及び普及センターを通じた技術の普及並びにスマート農業技術を活用した作業の省力化と精密化の推進

【展 開 方 向】〇気候変動に適応し、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する技術の開発
〇クリーン農業技術を導入する際の経済評価や栽培基準づくりの支援 など

【目 標 指 標】単位面積あたりの化学肥料・農薬使用量 ＜肥料＞ 29.2kg/ha → 26.8kg/ha
＜農薬＞ 452.2kg/ha → 374.6kg/ha

2 クリーン農業に対する理解醸成

【現状と課題】クリーン農業が北海道農業の標準的な取組になるよう、農業者及び消費者の理解醸成が必要

【推 進 方 針】クリーン農業の意義や必要性を農業者に発信するほか、クリーン農産物を購入することで環境負荷の低減に貢献することを消費者や流通業者に発信

【展 開 方 向】〇環境負荷の低減や経営的なメリット、スマート農業技術の活用について情報発信
〇クリーン農産物に対する合理的な価格形成について情報発信 など

【目 標 指 標】クリーン農業を学んだ児童・生徒数 （新規） → のべ134,000人

3 YES!clean表示制度や特別栽培農産物表示制度の推進

【現状と課題】生産者個々の考え方に応じた多様なクリーン農業の推進が必要

【推 進 方 針】北海道独自の制度である「YES!clean表示制度」に対する理解醸成、需要拡大及び特別栽培など多様なクリーン農業の推進

【展 開 方 向】〇制度の周知に加え栽培基準づくりの支援、登録基準を参考にした産地づくりを推進
〇学校給食への利用促進や食育の取組を通じたPR活動の推進
〇 YES!cleanの取組を端緒に特別栽培や有機農業への取組を推進 など

【目 標 指 標】YES!clean及び特別栽培農産物の作付面積 29,300ha → 38,000ha

4 有機農産物の生産拡大

【現状と課題】有機農産物への需要に応える生産が必要

【推 進 方 針】有機農業への参入や転換を促進し、需要に応える生産を推進

【展 開 方 向】〇有機農業者等による情報交換や研修活動、PR販売会などネットワーク活動の充実促進
〇国の支援を活用して有機農業への参入・転換を推進 など

【目 標 指 標】有機農業取組面積 7,431ha → 11,000ha

5 クリーン農産物の販売拡大

【現状と課題】国内外からの需要に応える生産が必要

【推 進 方 針】国内の需要や輸出先国の基準に対応できる産地づくりを推進するほか、需要者側から求められる認証の取得を推進する

【展 開 方 向】〇量販店や輸出先国の衛生基準に対応できるクリーン農産物の生産推進
〇国際水準ＧＡＰや有機JAS認証の取得支援 など

【目 標 指 標】国際水準ＧＡＰ（J・ASIA）の認証農場 320農場 → 415農場

Ⅴ 計画推進のための各段階の取組

1 全道段階の取組　2 総合振興局及び振興局段階の取組　3 市町村段階の取組